

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第243条 原動機付自転車（付随車を除く。以下この条、第252条、第259条、第268条、第275条及び第284条において同じ。）の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の発散防止性能に関し保安基準第61条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、第1号の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する原動機付自転車以外のものには適用しない。

一 ガソリンを燃料とする原動機付自転車（次号の原動機付自転車を除く。）は、施行規則第62条の3第5項の検査（以下「型式認定検査」という。）の際、別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するWMT Cモード法により運行する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離の走行距離1 km当たりの排出量をgで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）により算出した値の当該原動機付自転車及び当該原動機付自転車と同一の型式の原動機付自転車であつて既に型式認定検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については1.00、炭化水素については0.10、非メタン炭化水素については0.068、窒素酸化物については0.060、粒子状物質については0.0045を超えないものであること。

二 総排気量が0.050リットル以下で最高速度が50km/h以下のガソリンを燃料とする原動機付自転車は、型式認定検査の際、別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1 km当たりの排出量をgで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）により算出した値の当該原動機付自転車及び当該原動機付自転車と同一の型式の原動機付自転車であつて既に型式認定検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については、2.0、炭化水素については0.50、窒素酸化物については0.15を超えないものであること。

三 ガソリンを燃料とする原動機付自転車は、別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定する運転条件によりアイドリング運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については0.5（総排気量が0.050リットル以下で最高速度が50km/h以下の原動機付自転車にあつては、3.0）、炭化水素については100万分の1,600を超えないものであること。

2 前項の規定に適合させるために原動機付自転車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構

造、機能、性能等に関し保安基準第61条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、触媒等の取付けが確実にないもの又は触媒等に損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

二 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者に警報し、かつ、別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

イ 電源投入時（蓄電池を備えない原動機付自転車にあっては、原動機始動時）に警報を発しないもの

ロ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの（蓄電池を備えない原動機付自転車にあっては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から5秒後に消灯しないもの）

ハ 発する警報を運転席において容易に判断できないもの

三 一酸化炭素、炭化水素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させないものとして、次に掲げる場合を除き、原動機の回転速度その他の当該原動機付自転車の状況に応じた当該装置の機能を著しく低下させる制御を行わないこと。

イ 原動機が始動するとき

ロ 原動機の損傷を防止し、安全な運行を確保するために必要なとき（次に掲げる原動機制御等を行う場合を除く。）

(1) 別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定する方法による排出ガスの測定試験（以下この号において「二輪車排出ガス試験」という。）に特有の事象が生じていないことを検知することにより作動するもの

(2) 当該原動機付自転車が二輪車排出ガス試験を行う場所にないことを検知することにより作動するもの

(3) 二輪車排出ガス試験の所要時間に関連すると認められる時間が経過したことを検知することにより作動するもの

ハ 別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法又はWMT Cモード法により走行するとき

3 内燃機関を原動機とする原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものに備えるブローバイ・ガス還元装置が炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し保安基準第61条の3第4項の告示で定める基準は、その取付けが確実にあり、かつ、損傷のないものでなければならないものとする。

4 原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該原動機付自転車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保

安基準第61条の3第5項の告示で定める基準は、別添117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量をgで表した値（炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が1.5（総排気量が0.050リットル以下で最高速度が50km/h以下の原動機付自転車にあっては、2.0）を超えないものでなければならないものとする。なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の3第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 排気管は、都若しくは特別区又は市町村の条例で附すべき旨を定められている標識（以下「標識」という。）が取り付けられている場合は、当該標識の数字等の表示が発散する排気ガス等により妨げられる位置に開口していないこと。
- 二 排気管は、接触、発散する排気ガス等により原動機付自転車（当該原動機付自転車が牽引する付随車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。
- 三 排気管は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものであること。